

議会運営委員会

令和3年11月19日（金曜日）午前10時00分開会

出席委員（7名）

委員長 齊藤 誠之
委員 山形 紀弘
委員 鈴木 伸彦
委員 大野 恭男

副委員長 星 宏子
委員 森本 彰伸
委員 小島 耕一

欠席委員（1名）

委員 中里 康寛

オブザーバー（2名）

議長 松田 寛人

副議長 相馬 剛

説明のための出席者

市長 渡辺 美知太郎
副市長 亀井 雄
市民生活部長 磯 真
総務課長 平井 克巳
行政係長 佐藤 吉将

副市長 渡邊 和明
総務部長 小出 浩美
建設部長 関 孝男
総務課長補佐 菊地 直路

出席議会事務局職員

事務局長 増田 健造
議事課長補佐
兼庶務係長 印南 恵子
主査 飯泉 祐司

議事課長 渡邊 章二
議事調査係長 佐々木 玲男奈
主任 伊藤 奨理

議事日程

1. 開会
2. 挨拶
・委員長

・議 長

・市 長

3. 協議事項

(1)令和3年12月那須塩原市議会定例会議について

①提出案件について

○市長提出案件 23件

・補正予算案件 4件

・条例の制定及び一部改正案件 12件

・財産譲渡の案件 1件

・指定管理者の指定案件 3件

・市道路線の認定案件 1件

・専決処分の報告案件 2件

(即決案件)

(追加案件)

○議会提出案件 1件

・改正案件 1件

(即決案件)

(追加案件)

②議案に対する質疑・討論について

③会派代表質問（通告会派2会派）について

④市政一般質問（通告者16人）について

⑤請願・陳情等の取扱いと委員会付託について

⑥会議日程について

○会期は11月26日（金）から12月16日（月）まで21日間

○日程（別紙案）

(2)議会基本条例第11条に基づく計画等について

(3)コロナ対策等を踏まえた12月定例会議の対応について

(4)参考人・公聴会の運用に関する方針について

(5)那須塩原市緊急質問に関する規定について

(6)その他

4. 閉 会

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

○齊藤委員長 皆さん、おはようございます。

本日は、議会運営委員会のほうにお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

ただいまから議会運営委員会、開会いたしたいと思えます。

—————◇—————

◎委員長挨拶

○齊藤委員長 まずもちまして、先ほどニュースが入ってきました。大谷翔平選手がMVPを取ったということで、もうイチロー選手以来20年ですか、すごいですよね。20年前からね、市長も何歳だか分かんないぐらい。その20年かけて、また日本選手がアメリカの聖地でMVPを取るというのはすごくうれしいことだなと思えました。

また、コロナもおかげさまで、皆さんの協力で落ち着いてきて、市内の観光とか、あるいは修学旅行が、子供たちもわんさか行っていますので、1つでも思い出多く、これで日々日常が少しずつですけれども、戻ってきているのかなと思っております。

引き続き、市の御協力いただきながら、感染症対策進めながら日常が戻っていくようなことを祈っています。

今般12月の定例会を迎えるに当たって、市長提出案件たくさんございますので、議会提出案件も含めまして、皆様の忌憚のない御意見をよろしくお願ひしたいと思えます。

挨拶は以上です。

—————◇—————

◎議長挨拶

○齊藤委員長 それでは、続きまして議長より挨拶をいただきます。

松田議長、お願いいたします。

○松田議長 皆さん、おはようございます。

このところずっといい天気ですね。本来であれば、今日、私、この議運欠席いたしまして、今日からハンターマウンテンが始まるということで、開会式っていうんですかね、毎年この時期にやっているみたいで、今日は何か総務部長が朝からばたばた、副市长もばたばたしておりまして、そちらを欠席いたしまして、議長室で待つて終わりました。御苦労さまでございました。

だんだん寒くなりまして、体調なんか皆さん十分整えながら、12月議会乗り越えていただきたいなと思えます。

いろいろ国のほうでは18歳以下の給付金等々いろいろなことはありますけれども、なかなか政府も一生懸命やっているんだと思えますけれども、12月議会に間に合わないものがたくさんあると思えますけれども、皆さん、その辺よくお考えの上、議会にかけていただきたいと思えますので、よろしくお願ひいたします。

以上でございます。

○齊藤委員長 ありがとうございます。

—————◇—————

◎市長挨拶

○齊藤委員長 続きまして、市長より挨拶をいただきます。

○渡辺市長 大谷選手が20年ぶりにMVPだということで、20年前、私は19歳でございました。もうピチピチの十代でございます。

議長がちょっと日程を変更させてしまって、副市長と総務部長がばたばたしておりましたが、私はのんびりしております、すみませんということで。

今日、議会運営委員会から機会いただきまして、今コロナが落ち着いているということですね。

様々な取組、議長がね、ハンターマウンテンの予定させておりましたが、私も昨日はナスコンバレー協議会ということで、知事と大田原市長と那須町の町長で会って集合して、北那須地域で連携して、新たな経済の息吹を生み出していこうと説明していました。

私は、今日は東京に行ってきます。明日は兵庫に行ってくるんですけども。少しずつちょっと慌ただしくなってきました感じはします。ただ一方で、コロナが収束したわけではありません。3回の接種についても、現在協議を進めておまして、しっかり行わなきゃいけない対策としたいと思っております。

今回、この後、説明がいくと思いますが、給付金等の話がございます。やっぱり国の体制がまだしっかりしていないこと、方向性は国が決まっていないうふうにもある一方、やっぱり一刻も早く給付を望んでおられる方もいらっしゃいますので、その点については、様々な御判断あるかと思いますが、我々もベストを尽くしていきたいなというふうに思っております。

御提案申しますのは、令和3年度補正予算案件4件、条例の制定及び一部改正案件12件、財産譲渡の案件1件、指定管理者の指定案件3件、市道路線の認定案件1件、専決処分の報告案件2件の23件であります。この後、総務部長が説明します。

議会基本条例第11条に該当する計画案等についても、各部長が説明しますので、御審議いただきますようお願い申し上げまして、私からの挨拶と

いたします。

○齊藤委員長 ありがとうございます。

◇

◎協議事項

○齊藤委員長 それでは、協議事項に移りたいんですが、皆さん、このプレートは私のほうに向けていただくように、会議のマナーでございます。市長はなくても分かるんですけども、先輩方もできれば。

結局、最初座るときに向けておかないとどこ座るんだと行くから、みんなあっち側に向けて。どっちにしろ、名前が分かんないや駄目です。前、読めなかった人いたんですよ。ご協力を。

それでは、協議事項に入ります。

(1)令和3年12月那須塩原市市議会定例会議について、まずは、①提出案件についてを議題といたします。

市長提出案件について、執行部から説明をお願いいたします。

総務部長。

○小出総務部長 令和3年12月那須塩原市議会定例会議に提案を予定しております市長提出案件につきまして御説明申し上げます。

今回、提案を予定しております案件は、ただいま市長が申し上げましたとおり23件となりますので、各案件の取扱いについて御審議くださいますようよろしくお願いいたします。

なお、過日の議員全員協議会におきまして説明を行った4件については、本日の説明を省略させていただきます。

それでは、順次御説明申し上げます。

初めに、議案第83号 令和3年度那須塩原市一般会計補正予算（第8号）でございます。

本案は、国の経済対策に係る補正予算に伴い、18歳以下及び住民税非課税世帯への給付金等の給付に対応するために必要な経費について予算措置を行うものであります。

歳入歳出それぞれ29億4,890万4,000円を追加し、予算総額を543億7,518万3,000円とするものであります。

それでは、今回の補正予算の内容を説明いたしますので、議案資料3ページ、補正予算の内容の2、歳出の状況を御覧ください。

歳出は3款民生費のみとなります。（仮称）住民税非課税世帯臨時給付金給付事業費11億3,027万1,000円は、住民税非課税世帯を対象として約11億円の給付を行うものであります。また、（仮称）未来対応給付事業18億1,375万3,000円は、18歳以下の子供を対象として約18億円の現金及びクーポン券の給付を行うものであります。

加えて、これらの事業の実施に伴い必要となる人件費を職員給与費及び会計年度任用職員給与費として計上しております。財源につきましては、歳入国庫支出金にございます両事業に係る事業費補助金及び事務費補助金を活用するもので、補助率は100%と全額交付となっております。

次に、議案第84号 令和3年度那須塩原市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）、次に、議案第85号 令和3年度那須塩原市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）、次に、議案第86号

令和3年度那須塩原市介護保険特別会計補正予算（第3号）、以上3件の特別会計に係る令和3年度補正予算案件を提出いたしますが、現時点において、令和3年度人事院勧告に基づく国の対応方針が確定しておりません。そのため、さきの議員全員協議会で説明した12月補正予算の概要から令和3年度人事院勧告に伴う人件費の過不足調整に関する予算分を削除した内容で提出をしております。

ます。

また、このほか温泉事業特別会計、産業団地造成事業特別会計、水道事業会計及び下水道事業会計の4つの会計につきましても、さきの議員全員協議会において補正予算の説明を行いました。いずれの案件も令和3年度人事院勧告に伴う人件費の減額補正のみを見込んでいた案件であることから、本定例会議への提出はございません。

次に、議案第87号 那須塩原市行財政改革推進計画審議会条例の制定について、次に、議案第87号 那須塩原市長等損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について、次に、議案第89号 那須塩原市クリーンセンター長期包括運営事業者等選定委員会条例の制定について、次に、議案第90号 那須塩原市部局設置条例の一部改正について、次に、議案第91号 那須塩原市職員定数条例の一部改正について、次に、議案第92号 那須塩原市税条例の一部改正について、次に、議案第93号 那須塩原市都市計画税条例の一部改正について、次に、議案第94号 那須塩原市手数料条例の一部改正について、次に、議案第95号 那須塩原市文化会館等条例の一部改正について、次に、議案第96号 那須塩原市重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部改正について、次に、議案第97号

那須塩原市国民健康保険条例の一部改正について、次に、議案第98号 那須塩原市企業促進条例の一部改正について、以上12件の条例の制定及び一部改正案件を提出いたします。

なお、さきの議員全員協議会におきまして、那須塩原市職員の給与に関する条例等の一部改正について説明を行いました。この案件につきましても、令和3年度人事院勧告に基づく国の対応方針が確定していないことから、本定例会議への提出はございません。

次に、議案第99号 財産の無償譲渡についてで

ございます。この案件を提出いたします。

次に、議案第100号 公の施設の指定管理者の指定について、次に、議案第101号 公の施設の指定管理者の指定について、次に、議案第102号 公の施設の指定管理者の指定について、以上3件の指定管理者の指定案件を提出いたします。

次に、議案第103号 市道路線の認定についてでございます。この案件を提出いたします。

次に、報告第29号 専決処分の報告について、訴えの提起でございます。

本件は、令和3年10月6日、大田原簡易裁判所に支払督促の申立てを行った事案に関し、10月28日に相手方から督促異議の申立てが提出されたことから、民事訴訟法第395号の規定により支払督促の申立てを行ったときに訴えの提起があったものと見なされ、通常の訴訟手続に移行することとなりました。そのため、地方自治法第108条第1項の規定により訴えの提起について専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により報告するものであります。

次に、報告第30号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解）でございます。

本件は、令和3年6月21日、那須塩原市上厚崎地内において発生した事故に関し、地方自治法第180条第1項の規定により損害賠償の額の決定及び和解について専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により報告するものであります。

事故の状況は、家庭訪問の業務時において、市職員が駐車していた公用車を発進させた際に相手方住宅のブロック塀に接触し、これを損傷させたものであります。

以上、23件の案件につきまして、市定例会議への提出を予定しております。よろしく御願い申し上げます。市長提出案件の説明といたします。

○齊藤委員長 説明が終わりました。

暫時休憩といたします。

休憩 午前10時14分

再開 午前10時15分

○齊藤委員長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

総務部長。

○小出総務部長 すみません。

議案第98号じゃなくて、すみません。申し訳ないです。

さきの全員協議会におきまして、那須塩原市職員の給与に関する条例の一部改正について説明を行いました。こちらの案件につきましては、先ほど申し上げたように、国の対応方針が確定していないということから、当初には本会議への提出がないということでございます。

○齊藤委員長 ありがとうございます。

それでは、説明が終わりました。

質疑はございますか。

〔発言する人なし〕

○齊藤委員長 ないようですので、即決案件はございますか。

総務部長。

○小出総務部長 即決をお願いしたいものは1件ございます。

議案第83号 令和3年度那須塩原市一般会計補正予算（第8号）でございます。

この案件は、18歳以下及び住民税非課税世帯への給付金等の給付に対応する予算であり、国の方針が決定し、県との調整が整い次第、早急に対応したいと考えていることから、即決としてお願いいたします。

以上でございます。

○齊藤委員長 ただいまの即決案件の説明に対し質疑はございますか。

〔発言する人なし〕

○齊藤委員長 質疑がないようですので、議案の取扱いについてお諮りいたします。

ただいま説明のありました議案第83号の補正予算案件1件は即決扱いとすることで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 異議がないものと認め、そのように取り扱います。

また、ただいまの即決案件1件及び報告案件2件を除く20件の議案につきましては、各常任委員会へ付託することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 異議がないものと認め、そのように取り扱います。

次に、追加案件はございますか。

総務部長。

○小出総務部長 追加議案といたしましては、最大で8件を予定しております。

初めに、令和3年度一般会計補正予算（第9号）でございます。

本案は、国・県支出金の精査に伴う返還金及び喫緊の政策課題に対応するために必要な経費等について予算措置を行うものであり、さきに提出いたしました議案第83号 令和3年度那須塩原市一般会計補正予算（第8号）の採決が終了した後に追加議案として提出したいと考えております。

なお、本案につきましては、さきの議員全員協議会におきまして第8号補正として説明を行った案件であります。他の補正案件と同様にその説明した内容から令和3年人事院勧告に伴う人件費の過不足調整に関する予算部分を削除した内容で提出いたします。

次に、那須塩原市職員の給与に関する条例等の一部改正についてでございます。

本案は、令和3年人事院勧告に基づく給与改定の実施等に伴うものであり、関係する3件の条例について改正を行うものであります。

現時点では国の対応方針が確定しておりませんが、本定例会の会期中にこの対応方針が確定し、条例を改正する必要がある場合には追加議案として提出したいと考えております。

なお、この案件の取扱いにつきましては、期末手当の給与を令和3年度12月1日として対応する必要があることから、即決としてお願いいたします。

次に、財産の処分についてでございます。

本案は、那須高林産業団地の分譲に係る財産の処分について、議会の議決を求めるものであります。

過日、この産業団地への借受申込書が1件提出されました。今後は企業立地選考委員会を経て仮契約の締結に向けた調整を行うこととなりましたので、本定例会議の会期中に仮契約を締結した場合には追加議案として提出したいと考えております。

次に、専決処分の報告についてでございます。

専決処分の報告について、本定例会の会期中、最大限5件の示談の見込みがありますので、市の義務に属する損害賠償額の決定及び和解につきまして、示談が調った場合には追加議案として提出したいと考えております。

以上、8件につきましてお願いいたします。

○齊藤委員長 ただいまの追加案件の説明に対し質疑はございますか。

〔発言する人なし〕

○齊藤委員長 質疑がないようですので、追加案件の取扱いについてお諮りいたします。

まず、補正予算案件についてどのように取り扱うべきか御意見を伺います。

御意見ありますか。即決か、委員会付託か。

鈴木伸彦委員。

○鈴木委員 委員会付託なしでいいと思います。

○齊藤委員長 そのほかございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○齊藤委員長 それでは、ほかに意見がないようですので、ただいま説明がありました補正予算案件が提出される場合は初日に上程し、失礼いたしました。

すみません。暫時休憩といたします。

休憩 午前10時21分

再開 午前10時21分

○齊藤委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

そのほか御意見はございますか。

森本委員。

○森本委員 委員会付託をお願いします。

○齊藤委員長 ただいま委員会付託という御意見がありました。

双方の意見が出てしまったので、こちら一般会計補正予算、追加議案のほう、初日の一番最初に出てくる人事案件ではなくて。

小島委員。

○小島委員 委員会付託でよろしいと思います。

○齊藤委員長 それでは、ほかに意見がないようですので、ただいま説明のありました補正予算案件が提出された場合は、初日に上程し、予算常任委員会に付託することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 異議がないものと認め、そのように

取り扱います。

次に、条例の一部改正案件についてどのように取り扱うべきか御意見を伺います。

〔発言する人あり〕

○齊藤委員長 暫時休憩といたします。

休憩 午前10時23分

再開 午前10時25分

○齊藤委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

もう一度、次に、条例の一部改正案件についてどのように取り扱うべきか御意見を伺います。

山形委員。

○山形委員 先ほどの即決で私はいいと思います。11月30日までで。

○齊藤委員長 ありがとうございます。

そのほか御意見ありますか。

鈴木委員。

○鈴木委員 先ほどの日程の話だと、11月中に出ることなので、委員会には間に合うんじゃないかと思うんですよね。なので、次に言ったように遅くては、内容的にはそんなに修正必要がないと……

○齊藤委員長 あのですね。委員会付託すると最終日まで延びちゃうんです。付託すると、報告するのは予算常任委員会を超えた次、最終日の決定になるので、そうすると12月に決定されてしまうと、その処理ができないということで即決、今言ったように11月30日までにやらないとできないという話でございます。

なので、委員会付託してしまうと。

〔「暫時休憩、もう一回言ってくれない」と言う人あり〕

○齊藤委員長 じゃ、また暫時休憩をいたします。

休憩 午前10時26分

再開 午前10時27分

○齊藤委員長 じゃ、休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

じゃ、ほかに意見がないようですので、ただいま説明のありました条例の一部改正案件が提出された場合は即決扱いとすることで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 異議がないものと認め、そのように取り扱います。

次に、財産の処分案件についてどのように取り扱うべきか御意見を伺います。

内容を御覧になってどちらでも御意見いただきたいと思います。

あくまで追加案件の一つずつを諮っていますので、皆さんの御意見をいただければ大丈夫です。

暫時休憩といたします。

休憩 午前10時29分

再開 午前10時30分

○齊藤委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

小島委員。

○小島委員 最終日に出てくることであれば、即決しかないと思いますので、即決がいいんじゃないですか。

○齊藤委員長 そのほかございますか。

山形委員。

○山形委員 即決もあるんですけども、その業者さんがどんな会社なのかというのも分かればというのも考えると、委員会付託でも、固まった時点でそういうふうなこともあろうかなと思います。

○齊藤委員長 意見が分かれたんですが、議案の中身まではちょっと入っていけないので、それが審議の結果として、仮に時間が確保できるかということになってくると思うんです。

鈴木委員。

○鈴木委員 原則でいけば、そこで委員会付託という話もあり得ると。そのときに今日程的に議運を開いて委員会付託をして、そこで30分でも1時間でも審議することはどうなんですか。

○齊藤委員長 一応、最終日にもし委員会付託となるとすれば、延会になります。追加、日程が伸びます。

〔「日程が延びることはもう確実」と言う人あり〕

○齊藤委員長 にしないと、委員長報告から委員会付託から全て間に合わないの、それぐらい審議をするべきな案件かどうかということになります。

〔「今までは全部ほら即決だったんですが、多分30日に終わるような内容だといけれども」と言う人あり〕

○齊藤委員長 それはやり方はできると思うんですけども、ここの判断としては付託をするか、即決かしか判断がないので、それを諮るしかありません。

鈴木委員。

○鈴木委員 そこで意見を言うと、自分が想像する場合は即決でいいのかなと思います。

○齊藤委員長 ありがとうございます。

山形委員。

○山形委員 今の日程のことを考えると即決で大丈夫です。勘違いしていました。

○齊藤委員長 それでは、ほかに意見がないようですので、ただいま説明のありました財産の処分案件が提出された場合は、最終日に上程し、即決扱いにすることで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 異議がないものと認め、そのように取り扱います。

また、追加の報告案件については、最終日に報告を受けるとすることで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 異議がないものと認め、そのように取り扱います。

次に、議会提出案件についてですが、何か予定されているものはございますか。

議事課長。

○渡邊議事課長 それでは、議会提出案件について御説明いたします。

議会提出案件については、那須塩原市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についての1件でございます。

現状、人事院勧告がありましたが、議員の給与等の改正が今月中に成立しない見込みでございます。

先ほど執行部の追加案件として、職員の給与に関する条例の一部改正で説明がありましたが、国の対応方針が確定し、条例を改正する必要がある場合は執行部と同様、追加議案とすることとし、当初の上程を見送りたいと考えております。

説明は以上です。

○齊藤委員長 ただいまの説明のありました報酬条例の一部改正案件につきましては、事務局の説明のとおりですので、執行部提出議案に合わせて当初の上程を見送るとすることで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 異議がないものと認め、そのように取り扱います。

次に、議会提出の追加案件はございますか。
議事課長。

○渡邊議事課長 議会提出の追加案件について御説明いたします。

追加案件については3件ございます。

そのうち2件については、議員の派遣について、中学校への出前講座と那須拓陽高の高校生との意見交換会になります。

残りの1件については、先ほど議会提出案件で説明した那須塩原市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてで、国会で給与法が成立した場合に執行部と同様に追加したいと考えております。

説明は以上です。

○齊藤委員長 御苦労さまです。

ただいま事務局から説明のありました案件については、最終日に報酬条例の一部改正を除いて追加上程していいですか。

すみません。暫時休憩といたします。

休憩 午前10時35分

再開 午前10時35分

○齊藤委員長 それでは、休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

ただいまの事務局の説明につきましては、報酬条例の一部改正につきましては、執行部の上程に合わせて提出するものとし、それ以外の2件につきましては、最終日に追加上程し、即決扱いすることで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 異議がないものと認め、そのように

取り扱います。

次に、議案に対する質疑・討論についてを議題といたします。

まず、議案に対する質疑については、先例のとおり一問一答方式により行い、時間は質疑のみ1人15分以内とすることで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 異議がないものと認め、そのように取り扱います。

次に、討論についてですが、こちらも先例のとおり1議案につき1人10分以内、賛成、反対、各5人までとしたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 異議がないものと認め、そのように取り扱います。

次に、③会派代表質問についてお諮りいたします。

今回、2会派からの通告がございます。

質問の方法については、先例のとおり、答弁を含め1会派70分以内とすることで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 異議がないものと認め、そのように取り扱います。

次に、④市政一般質問についてお諮りいたします。

今回、16名の通告者がございます。

質問の方法については、先例のとおり、答弁を含め1人60分以内とすることで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 異議がないものと認め、そのように取り扱います。

次に、請願・陳情等の取扱いと委員会付託につ

いてを議題といたします。

内容等について事務局から説明を願います。

議事課長。

○渡邊議事課長 請願・陳情等について御説明いたします。

請願・陳情等については、陳情の1件の提出がございます。

陳情の件名は、新型コロナウイルス対策に関する見直しを求める陳情書で、陳情者は栃木命と人権を守る市民の会でございます。

陳情の要旨については、39歳以下の若者や子供へのワクチン接種事業の推進中止及び学校や児童保育機関でのコロナ対策をマスク着用推奨からせきエチケット推奨へ統一するよう求める陳情でございます。

説明は以上です。

○齊藤委員長 説明が終わりました。

取扱いについてお諮りいたします。

陳情第4号についてどのように取り扱うか御意見を伺います。

ただいま配信をいたしました。9月に取扱いを決定しました請願・陳情取扱いフローの方を御覧になって御意見をいただければと思います。

森本委員。

○森本委員 委員会回付はどうかと思います。

議会に上程するべきではないかなと思います。

ちょっと、もう那須塩原市の場合は条例で、そのワクチン接種未接種者だったりとか、マスクしない人に対する差別を禁止する条例もできているということもありますし、上程して、委員会付託して扱うというのはちょっと今、今までの議会の方針からちょっと逸脱するようでもあるので、委員会回付をして、こういう意見もあるということを委員会内で周知して、その中でまたどういうふうな考えがあるかというのは、委員会発議がある

かどうかは別な話ですけれども、取りあえず委員会回付でいいんじゃないかなというふうに私は思います。

○齊藤委員長 とすると、皆さんのお手元の表でいくと、上から3番目ということでもいいですかね。陳情のみの委員会回付というところになります。そのほかございますか。ちなみに、森本委員に申し上げます。今どこの委員会にふるかも。

○森本委員 福祉教育常任委員会でもよろしいんじゃないかと思えます。

○齊藤委員長 森本委員の意見としては、回付するときの回付先は一応、福祉教育常任委員会ということでもよろしいですか。そのほか御意見ございますか。山形委員。

○山形委員 先ほど森本委員が言ったように、本市は条例、コロナウイルスの人権の条例も制定しているということで、そういうことを見ると、本会議にかけて委員会付託に採択するよりは、先ほど言ったように、委員会回付で福祉教育常任委員の方々に少し聞いて、協議して、その中で答えを出していただければいいんじゃないかと思えます。以上です。

○齊藤委員長 そのほかございますか。そのほかありませんか。

〔発言する人なし〕

○齊藤委員長 それでは、ほかに意見がないようですので、陳情第4号については、福祉教育常任委員会に付託し、取扱いとしては委員会回付のみということで異議ございませんか。

〔「異議なし」「ちょっとすみません。付託はしないんですよ。付託はしないで委員会回付」と言う人あり〕

○齊藤委員長 ごめんなさい。そうですね。委員会

回付とし、福祉教育常任委員会に回付するということが異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 失礼いたしました。

異議がないものと認め、そのように取り扱います。

次に、⑥会議日程についてを議題といたします。別紙に日程案がありますので、事務局から説明をお願いいたします。

議事課長。

○渡邊議事課長 会議日程について御説明いたします。

資料、会議日程案を御覧ください。

期間については、11月26日金曜日から12月16日月曜日までの21日間の予定としております。

次に表を御覧ください。

休会を除いて、日にち順に御説明いたします。

初めに、11月26日は再開、日程報告、議案の提案説明、即決議案採決を予定しております。

次に、29日は会派代表質問を2会派行う予定としております。

次に、30日、12月1日、2日、3日は市政一般質問を各日4人行う予定としております。また、3日は議案質疑、議案等の関係委員会付託を予定としております。

次に、6日から9日までは、各常任委員会による付託議案等審査の予定としております。また、9日午後5時を討論通告書の締切りとしております。

次に、15日は予算常任委員会全体会を午前10時から、議員全員協議会を午後1時半から行う予定としております。

最後に、16日は各委員長報告、質疑、討論、採決、散会を予定しております。

説明は以上でございます。

○齊藤委員長 ただいま事務局から説明がありましたが、改めて申し上げます。

会議日程については、別紙案のとおり11月26日金曜日から12月16日木曜日までの21日間とし、会派代表質問、2会派については11月29日に、市政一般質問16人については、11月30日から12月3日までの4日間に4人ずつとし、議案質疑は3日金曜日の一般質問終了後に行いたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 異議がないものと認め、そのように取り扱います。

また、討論通告書の提出期限については、12月9日木曜日の午後5時とすることで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 異議がないものと認め、そのように取り扱います。

なお、12月15日水曜日に午前10時から予算常任委員会全体会を、午後1時30分から議員全員協議会の開催を予定しておりますのでお含みおきいただきたいと思います。

以上で(1)の協議事項は全て終了いたしました。

次第にはございませんが、本定例会議について、その他として執行部から何かございますか。

〔発言する人なし〕

○齊藤委員長 委員からは何かございますか。

〔発言する人なし〕

○齊藤委員長 ないようでしたら、次第(2)に入る前に執行部入替えのため、暫時休憩といたします。

休憩 午前10時44分

再開 午前10時49分

○齊藤委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

次第(2)議会基本条例第11条に基づく計画等についてを議題といたします。

議会基本条例第11条に関わる計画・協定等について、執行部から内容の説明をいただいた上で、議決または報告とするか決定いたします。

なお、協議案件については、執行部から報告として上がってきた案件について説明を求め、決定を見たいと思います。

本日は、市民生活部、建設部から2件の案件がございます。

まず、市民生活部の案件を協議いたします。

第3期那須塩原市環境マネジメントシステム、那須塩原市地球温暖化対策実行計画事務事業編を協議いたします。

執行部から説明をお願いいたします。

生活環境部長。

○磯市民生活部長 それでは、ナンバー1の第3期那須塩原市版環境マネジメントシステム、那須塩原市地球温暖化対策実行計画事務事業編の策定について御説明をいたします。

資料に基づいて御説明させていただきます。

1番の計画策定の目的及び背景についてですけれども、本計画につきましても、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づきまして策定する計画でございます。

市の事務事業により排出される温室効果ガス削減の具体的な取組を定める計画です。

現在、第2期計画がございまして、その計画が今年度末で終了するというふうなことになりますので、新たな計画を策定するものです。

2番の計画の概要についてです。

計画に定める内容としましては、温室効果ガスの排出状況、温室効果ガス排出量の削減目標、温

室効果ガスを削減する具体的な取組について定めるといことです。

現在、測定中ではございますけれども、ほとんど個別に説明をさせていただければと思います。

最初の温室効果ガスの排出状況ですけれども、市の事務事業によって排出される温室効果ガスは、年間で約9,222トンございます。そのうち、約63%は電気の使用による二酸化炭素の排出になります。また、約25%は燃料の使用による二酸化炭素の排出になります。そのほかですと、廃棄物の焼却に係る温室効果ガスの排出、あとは下水道の処理によって発生する温室効果ガスと、そういったものがございます。

それをどれぐらい削減させるかというふうなことで、3番の計画期間にもありますけれども、来年度から計画が始まりまして、計画の終期が2030年、令和12年度となっております。この2030年度というのが、国が削減目標を掲げている、国は46%削減というふうなことなんですけれども、そちらの年度に合わせたものです。

削減目標としましては、50%を2030年度までに削減させるということで、その50%は国もやはり同じように、政府としての実行計画がございます。

日本全体のというふうなこととは別に、国の事務事業に伴って発生する温室効果ガスは50%削減するというふうな目標がありますので、それと同様に市としても50%を削減していきたいというふうなことで考えています。

具体的な取組としましては、幾つかございまして、まずは太陽光発電です。その最大限の導入をすると、これは市有施設についてということですので、市有施設の屋根等を使って太陽光発電を取り入れていくと。あとは新たに建築をする際には、最近ZEBということで、ネット・ゼロ・エネルギー・ビルというふうな言葉が出てきていま

すけれども、エネルギー消費量を削減できるような、そういった建物にしていくというふうなことがございます。

また、公用車については、電気自動車を導入していく。あとは公共施設、このLED照明の導入ということで、今年度道路照明についてはLED化していますけれども、そういった取組をさらに進めていくと。あとは市で所有しています緑地については、きちんと整備、保全を図っていくというふうなこと。

併せまして、職員の日常的な取組としまして、省エネルギーに努めた電気量、電気を使うものを削減したりとか、水道使用量を削減したりとか、あとはペーパーレス化を図るとか、そういった取組のほうを計画の中には取り入れていきたいというふうな考えているところです。

資料のほうの4番になりますけれども、市民等への効果及び影響につきましては、市が率先して環境負荷の軽減に努め、自ら輩出する温室効果ガスを削減することで、市民、事業者への取組促進につながっていければというふうな、そういった効果を期待しているところでございます。

5番の市民参画の有無、内容ですけれども、こちらの計画は、市の内部計画というふうなことでございますので、パブリックコメント等の実施は予定していません。ただ環境審議会というふうなのがございまして、そちらのほうで内容につきましては御意見のほうを頂戴しているところでございます。

6番の総合計画上の位置づけもございません。

7番の上位計画ということで、国・県については御覧のとおりですけれども、市の関連計画としまして、同様の那須塩原市地球温暖化対策実行計画の区域施策編というのがございまして、この区域施策編は、今御説明しているのは市が事業者とし

て削減していくというふうなことなんですけれども、市全体の削減目標を決めていくのが区域施策編ということで、こちらにつきましては、来年3月の議会の定例会において議決案件として上程をする予定でございます。

その一番下のところで、本計画については、来年4月に全協での報告とさせていただきたいというふうに考えております。というのが、今も申し上げましたように、区域施策編が3月の議会に上程されるというふうなことで、その市全体の計画とも整合とか連携を取って市の事務事業の削減計画のほうはつくっていききたいというふうなことで考えていますので、3月議会での区域施策編の審議を経た上で、翌4月に今説明しました事務事業編につきましては、全協のほうで御報告をさせていただきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

説明は以上になります。

○齊藤委員長 説明が終わりました。

質疑はございますか。

森本委員。

○森本委員 ちょっとよく分からないんですけども、これ市民に対してこれ影響もあるもので、計画としてつくるわけです。それだけでも、内部計画だから報告で済ませたいというところが、そこが整合性が取れないというか、要は市民に対して、これ影響があるんであって、市が公共施設だったりとか、それぞれどんな消費削減をするのかという部分も含まれるのであれば、やはりそれは市民にも大きく影響があるものだなというふうに思うので、それをしかも3月に区域施策編という計画のその中身になるということですか。そういうわけじゃないと思うんです。別の計画ですよ。そしたら、やっぱりこれは議案としたほうがいいんじゃないかと思うんですけども、どうなっ

ているか。

○齊藤委員長 市民生活部長。

○磯市民生活部長 区域施策編というふうなのが、市全体としてどれくらい削減していくのかというふうな、市全体の計画を定めるというふうなことになります。それは、こちらの今説明しました市役所の削減もありますし、事業者とか一般の市民の方が家庭で出すCO₂削減についても、どのようにその削減を図っていくかというふうなことがあります。

そういった中で、市は一般の事業者の一つとして計画を立てるというふうなことになってきますので、当然中身として関係はありますけれども、区域施策編に基づいてというんじゃないんですけども、それと調整を図った上で削減の計画を立てていくと。

それについては、市の業務といいますかね、市の事務事業としてやっている中身になりますので、それは内部計画というふうなことなので、そちらについては、11条の取扱いの中で、その内部計画については報告案件というふうな、これまでの説明がございますので、そのような取扱いをお願いできればというふうに考えているところです。

○齊藤委員長 森本委員。

○森本委員 一応確認だけ。

俺は、要は結局大きな全体の計画がある中で、それだけで、例えば事業者がつくるようなものと同じものだという発想でいいんですかね。それを例えば、何というのかな。この市全体に及ぼしているのは、市を1つの事業所として見て、その計画という考え方ですか。同じようなものですか。

○齊藤委員長 市民生活部長。

○磯市民生活部長 おっしゃるとおりです。

一般の事業者がつくるのと同じように市もつくる、そういった内容です。

〔「はい、分かりました」と言う人あり〕

○齊藤委員長 そのほかございますか。

〔「じゃ、1つすみません」と言う人あり〕

○齊藤委員長 山形委員。

○山形委員 そうすると、前回の計画、市民生活環境課ということで、これの内容を見ていると、気候変動対策局と何か頭がごちゃごちゃになっちゃうような、CO₂削減とうたっているの、何か市民生活なのに気候変動が入っているということで、その辺のすみ分けが何かちゃんとこの計画の中で何か少し違うのかなと、正直に思うんですが、CO₂削減というと気候変動でさんざんやっているのに、これ何で市民生活課のかなと、ちょっと所管のほうも出してきたとこ、そこがちょっと不思議なというか、その辺はどういうふうなすみ分けなのか教えていただきたいんですけども。

○齊藤委員長 市民生活部長。

○磯市民生活部長 大変混乱させてしまって申し訳ないんですけども、新たに気候変動対策局が昨年度できまして、そのあたり、事務のほうを分担してやっている中で、これ内部的なものは環境課のほうに残して、それ以外のものは、先ほどの3月に議決をいただく区域施策編、市全体のものについては、気候変動対策局でやっています。こちらは対策局のほうで出すんですよ。ただ今説明しましたように、市の内部的なものというふうなことなので、それはまだ環境課に残っているということで、その辺は今後またちょっと組織的なものは考えていければなというふうなところで思っているところです。

○齊藤委員長 そのほかございますか。いいですか。部長、私から1ついいですか。

今、森本委員と山形委員が聞いていた、山形委員はちょっと違います。森本委員から言ったとき

に、部長から説明あったんですけども、区域施策編のほうは4年の3月に議案上程すると言っていました。こちらは同じく令和4年3月の全協で報告すると言っていました。

〔「4月」と言う人あり〕

○齊藤委員長 4月、4月ですね。ならよかったです。俺3月で聞いていたので、失礼いたしました。

じゃ、そのほかないようでしたら、ここで議員間討議に入ります。

討議すべき点はございますか。

〔発言する人なし〕

○齊藤委員長 ないですね。

それでは、議案とするか、報告とするかを含め、委員からの御意見をいただきたいと思います。

大野委員。

○大野委員 報告案件でよろしいかと思います。

○齊藤委員長 そのほかございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

それでは、案件の取扱いについてお諮りいたします。

本案件について執行部提案のとおり報告とすることで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 異議がないものと認め、本案件については報告案件にすることに決しました。

ここで執行部入替えのため暫時休憩いたします。

休憩 午前11時02分

再開 午前11時03分

○齊藤委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

次に、建設部の案件を協議いたします。

地方創生整備推進交付金（道の整備）を活用した地域再生計画を協議いたします。

執行部から説明をお願いいたします。

建設部長。

○関建設部長 建設部長の関と言います。よろしくお願いたします。

座って大丈夫ですか。

○齊藤委員長 大丈夫です。

○関建設部長 それでは、地方創生整備推進交付金を活用した地域再生計画策定について御説明いたします。

最初に、目的及び背景についてです。

交付金を受け道路整備を行うためには、地域再生計画を策定する必要があります。現在の計画は、平成27年度から令和3年度までの期間であるため、引き続き交付金を受けるためには、新たに計画を策定する必要があります。

計画の概要ですけれども、交付金の条件は市町村道、本市で言えば市道になりますけれども、と広域農道及び林道のうち2つの道路を連携して一体的に整備をする必要があります。

今回は、本市と那須町が共同で策定する計画で、2市町にまたがる広域農道でありますりんどうラインのうちの那須町側を修繕することで広域的な道路としての役割が回復します。また、本市においては、農産物や観光の拠点施設と道の駅、インター間などで物流の効率化を強化させるため、農業、観光、生活の骨格として役割を担う道路機能を向上させる修繕工事を計画を策定するものです。

総事業費は約32億円です。そのうち本市分が約27億円というふうに考えております。

計画期間については、令和4年度から8年度の5年間としています。

効果としましては、農産物の流通が効率化することにより、快適かつ安全な観光収入によって観光客数の増加が期待できます。加えて、地域住民の利便性及び安全な生活環境の向上が図られます。

次の市民参画につきましては、専門的な判断が、舗装修理等になりますので、専門的な判断が必要なことから、パブコメ等の市民参画は想定しておりません。

総合計画上の位置づけとしましては、記載のとおりです。

関係法令上位計画も記載のとおりとなっております。

8番目の上位計画の議決については、現在のところありません。

議会への対応についての御説明をさせていただきます。

本計画は、地域再生計画に基づき道路整備に補助金を受けるために策定するものであり、現在の策定のとくと同様に議会議員全員協議会で報告することで考えております。

なお、ここにちょっと記載しております報告についての時期ですけれども、12月と記載しておりますけれども、国等の作業確認に時間を要しておりますので、1月に訂正させていただきたいと思っております。

今回の提案について御審議のほどよろしくお願いたします。

説明は以上でございます。

○齊藤委員長 12月予定が令和4年1月予定ということで。

説明が終わりましたので、質疑を許します。あ

りませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○齊藤委員長 それでは、ここで議員間討議に入ります。

討議すべき点はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○齊藤委員長 ないようですので、それでは、議案とするか、報告とするかを含め委員からの御意見を伺います。

小島委員。

○小島委員 国の予算を獲得するためのことですので、報告でよろしいと思います。

○齊藤委員長 そのほかございますか。

〔発言する人なし〕

○齊藤委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

それでは、案件の取扱いについてお諮りいたします。

本案件について執行部提案のとおり報告とすることで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 異議がないものと認め、本案件については報告案件にすることに決しました。

以上で、(2)議会基本条例第11条に基づく計画等についてを終了いたします。

その他として、執行部から何かございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○齊藤委員長 委員から執行部に対し何かございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○齊藤委員長 それでは、この後、議会側案件に入

りますので、執行部におかれましては、ここで退席をお願いいたします。

大変お疲れさまでした。

ここで暫時休憩といたします。

再開を11時20分ぐらいにしておきます。

休憩 午前11時08分

再開 午前11時23分

○齊藤委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

次第(3)コロナ対策等を踏まえた12月定例会議の対応についてに入ります。

資料がありますので、事務局から説明をお願いいたします。

係長。

○佐々木議事調査係長 それでは、今通知をお送りしました資料を御覧いただければと思います。

12月定例会議の対応案でございます。

1、半数入替制ですが、今回は採用しないという案でございます。

2の執行部の提案説明については、通常どおり。通告者につきましても、先例どおり。自席での発言、前回座ったままというのがありましたが、今回は通常どおり。

5の傍聴についてですが、制限を撤廃して通常どおりの傍聴可としたいということでございます。

6点目、委員会の場所と中継ですが、次のとおり議場で行い中継を行うということで、12月6日、7日、8日、月火水ですが、建設、福祉、総務の順で議場で行われればと考えています。

以上、1日ずつの計画ですが、委員会日程が2日または3日をわたる場合は議場で行う日以外の日に委員会室等で行っていただければと思います。

7点目、予算常任委員会全体会ですが、議場で
行うこととし、中継は行わないとするものです。

その他ですが、アクリル板の設置、マスクの着
用、ドアの開閉等のコロナ対策については引き続
き行います。

新型コロナウイルスの感染拡大の状況によっ
ては、対応を変更することがあるとするものでござ
います。

以上、資料の説明を終わりにします。

○齊藤委員長 ただいま説明がありましたので、質
疑を許します。

大野委員。

○大野委員 すみません。傍聴についてなんですけ
れども、通常どおりでいいとは思うんですね。席
なんかはもう隣同士とかそういうの関係なく入れ
ちゃうということで理解していいんですか。

○齊藤委員長 係長。

○佐々木議事調査係長 今のところ一席置くとして
いまして、17席を上限としていたところなんです
が、感染も落ち着いているというところもありま
すし、実際に傍聴者がしゃべるといことはなく、
マスクもしているということもありますので、あ
る程度、人数が入っても感染のおそれというのは
低いだらうというところで、今回からそのあそこ
の一席にバツをつけてるのを撤廃して元に戻して
いいんじゃないかという案でございます。

○齊藤委員長 すみません。ここの回答と昨日の打
合せで違って、今一旦止まってしまいました。今
の説明はそれで、意見取ろうという話をして、基
本的に最初に座る人が仲間同士だと一緒に座るけ
れども、誰か座ったら多分1個あけると思うん
ですね。18人以上も来たときに、入れられないと
いうことだったので、そういう話ししています。
なので、バツは消えます。で、自由席みたく
はなるんですけれども。すみません。

そのほか、ございますか。

委員会のほう、気をつけてもらって、今までの
順番をちょっと変えていますので、建設、福祉、
総務ということで、建設と総務が入れ替わったと
いう。3月は次、じゃ福祉が最初かどうかはまだ
分かりません。またもめちゃうかもしれないんで
すけれども。大丈夫ですか。

予算常任委員会全体会も議場です。

なければ、ただいまの説明のとおりとするこ
とで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 それでは、そのようにいたします。

続きまして、次に、次第(4)参考人・公聴会の運
用に関する方針についてに入ります。

こちらは、昨年度一度、委員会で協議したこ
とがありますが、改選もあり、委員構成も変わっ
ておりますので、改めて事務局から資料の説明をお
願いいたします。

係長。

○佐々木議事調査係長 こちら資料を今お送りさせ
てもらっていますので、御覧いただければと思
います。

こちら昨年度の委員会でも説明したものでござ
いますが、改めて御説明申し上げます。

まず1の現状ですが、参考人と公聴会の定義で
す。

本会議または委員会において、市の事務に関す
る調査または審査のあるときに出頭を求め意見を
聞く者、そのことを参考人というふうと呼ぶ。一
方、公聴会というのは、予算、その他重要な議案
等の審査に当たって必要がある場合に開くもので
、本会議でも、委員会でも、公聴会を開くことが
できるんですが、利害関係者とか学識経験者の御
意見を公聴人として呼んでというものでございま
す。

活用事例でございますが、那須塩原市議会とい

たしましては、通常の決算に参考人として出席をしてもらって意見を聞くという例がございますけれども、公聴会については、開催例がございません。

全国的にもそれほど活用されているという状況ではなく、特に公聴会については、手続がいろいろ時間がかかったりということもございますので、那須塩原市以外での開催はかなり少なくなっております。

関係規定ですが、基本条例の7条3項のところ、議会は参考人制度、公聴会制度を活用し、市民の専門的知見または政策的意見を反映するように努めるものとするというのがございます。

それから、取組実行計画、こちら昨年度ですが、令和2年度のものでございますけれども、参考人、公聴会の実施で制度を活用して討議を反映させるようにというような計画でございました。

あと実費弁償ですね。来ていただく際の実費弁償ですが、参考人が出席した場合には、その証人等の実費弁償に関する条例によって、原則として一般職の旅費の例によって払われます。自家用車の場合には1キロ当たり30円という実費弁償を支払っている状況でございます。

今後の方針案でございまして、参考人制度、公聴会制度のそれぞれについて、早期に実施していく事項と、今後中長期的に検討を行う事項というのを定め活用していくのはどうかというものでございます。

過去には参考人ですが、参考人については、公聴会よりも手続が簡単ですので、積極的な運用を行うとするものでございます。

早期に実施する事項ですが、請願は陳情の提出者の原則的参考人招致というのがあります。請願・陳情につきましては、その思いを議会に届けたいということでなされるものですので、提出者

にとっては、意見陳述の機会が与えられるということはかなり重要なことかなというふうに思っております。また、提出者の思いを聞き、質疑をすることは議員間討議を活性化する観点からも有効であると考えております。

そこで、請願・陳情提出者であって意見陳述をしたいということについては、原則として参考人に出席してもらおうということかどうかというものでございます。

原則としてというところもあるんですが、現実になじまないとか、必要性が低い陳情についてはある程度こういうものは呼ばないみたいなルールを例外のルールを定めているのもあるわけなんです。というところでございます。

実施に向けて定めておくべき事項としましては、今のお話しした、意見陳述の機会のタイミング、いつお呼びするのか。それから、参考人の指定ですとか同行者何人までとかという、そういった制限に関するルールを定めるということで考えています。

続きまして、イの今後、実施に向けた検討を行う事項ですが、議案に係る市民や団体からの意見聴取に活用できるのではないかとこのものでございます。

現在、議案の審査ですね、予算とか条例の審査に当たっては、常任委員会に執行部の出席を求めて執行部からの説明を聞いたり、質疑をしたりということで審議をしていますが、現状では委員個人の知見のほか、執行部からの情報だけで審議を、審査をしているというところがあります。それぞれの議案には条例によって活動を制限される個人や団体、それから補正予算によって新たに補助金の対象となる人など関係する市民や団体がありますので、これらの人に参考人として出頭してもらって、直接意見を聞くということは市民参画、そ

れから議会間の討議の活性化という点からも執行部からの一方的な意見だけではなくてというところでは進めようかなというふうに思っています。

検討する事項としては、どの議案を対象としようとするか、それから参考人をどのように選定するかというところが、将来、一緒に検討する必要があるかなというところでございます。

(2)の公聴会ですが、公聴会の開催に当たっては、いろいろ公示をしまして、それから公述人の募集や選定をしてという手順がございます。1つの定例会議の期間中に公聴会の手続を全部終わるとするのは難しいというのがありますので、実際には定例会議の終了後、次の定例会議までの間に開催をするというのが現実的かなという状況です。

アの早期に実施する事項ですが、こちら法令に定められた広聴会議の実施ということで、町や字の区域の新設とか、名称変更につきましては、法律の中で、市民から原案に対する変更の請求、その名前は嫌だよとこっちの名前にしてくれとか、そういったのが出てきたときには、議決に先立って公聴会の開催が義務づけられていますので、こういった義務づけられているものについては、即、そういうのが出てきたときにはやらざるを得ないのかなというふうに考えています。

定めておくべき事項としては、開催に係る公示や公述人の選定についての結論、というのは措置をしておく必要があるかなというところです。

続いて、今後の実施に向けた検討課題事項ですが、賛否が大きく分かれる重要な議案に関する公聴会の実施というのは1つ、将来的には考えられるのかなと思います。

市民の間で賛否が分かれ、議会内部でも議決の修正の声が出るような議案については、審議を行う必要性もございますので、市民の意見を審議に

反映させる観点から定例会期中には議決をしないで、その後、公聴会を開催し、市民から意見を聞いた上で、新ためて議会として審査をするというのも考えられるのではないかとというふうに思います。

検討すべき事項としましては、こういった議案を対象とするかが考えられます。

3のその他といたしましては、参考人として出頭した、先ほどお話ししたように、自家用車の場合にはキロ当たり30円、実費弁償を支払っていますが、他市では実費弁償に関する条例というのを定めまして、日額で定めているような例もありますので、日額、この職員分に倣うということはいかどうかと、そういったところも参考人制度を充実していくということ、そのためには検討の余地があるかなというところです。3番に記載してございます。

資料の説明につきましては以上です。

○齊藤委員長 説明が終わりました。

ただいまの説明に対して質疑はございますか。

大丈夫ですか。

[発言する人なし]

○齊藤委員長 なければ、また次回以降、改めて協議を進めていきますので、こちらの内容で一度、会派のほうで検討をしていただくようお願いをしたいと思います。

次回以降、また決定にしていきますので、ただいまの説明を基に会派のほうでお話をしておいてください。

副議長、どうぞ。

○相馬副議長 先ほどの説明でこれまで参考人招致、那須塩原市議会は行っていないというような説明があったんですが、この間の指定外教室のときに国の吉野さんでしたっけ。来てもらって説明したのは、あれは参考人招致のこの制度を使ってやっ

たことではないということなんですかね。

○齊藤委員長 係長。

○佐々木議事調査係長 すみません。ちょっと私のほうで言い間違えたのかもしれないんですが。

公聴会については、那須塩原市はない。

○齊藤委員長 参考人制度じゃなくて公聴会と言っていました。

〔「失礼しました」と言う人あり〕

○齊藤委員長 公聴会はまだやったことないですね。

何かそういった聞きたいことありますか。

基本的にこの議案に対して重たい話題があった場合に、その公聴会を開いて議決を延ばすというのってよっぽどのことだなと思っているので、そういったものをどういった議案が来たときに対応するかとかを今後皆さんで諮っていきましようという形になります。

参考人制度はもう結構皆さんやっているの、どういうふうに設定するのかということと、先ほどの陳情もそうですよね。さきにふるっちゃうので呼ぶことはないんですけども、議案として載ったときには、もう全然、副議長からやっているとおりに、なるべく参考人招致を行って制度を使って、その議案の足しになるようにということ。

鈴木委員。

○鈴木委員 したら、ちょっと考えを深めるために、今の説明についてもうちょっとお聞きしたいんですけども、過去でこの制度があったら、こんなふうにできたみたいな議案ってありましたか。これが適用されたらもっと可能だとか、言えます。

○齊藤委員長 係長。

○佐々木議事調査係長 参考人の話ではなく公聴会ですね。公聴会について、過去に具体的にというところで、この申し送りはどうかというところは

あると思うんですが、ここに書いてあるように、賛否が議員によって分かれたりとか、修正をしたほうがいいんじゃないかみたいなもの出てきたけれども。例えば、最近ですと、入湯税の金額を上げるときに修正の案は出たと思うんですが、内容的にその期間、一定例会議の中でちょっとこれ結論出ないためとか、市民の声とか、温泉関係事業者の声も聞いたほうがいいんじゃないかみたいなふうになったときに、可決なのか、修正なのか、否決なのかも含めて、その次の定例会議までの間に公聴会を開いたり、そういったような形でというのも1つ考えられるかなというところ。

○齊藤委員長 これ実際、僕も1つ聞きたいんですけども、公聴会、先ほど言ったとおり、町字の区域によってというところ、これは議決の前だから、執行部は公聴会を申請するという、公聴会はどちらにやる権利があるとか、そういうのがあるんですか。議会だけができるものではないということですね、これね。公聴会の制度。(ア)のところですね。

議決に先立ち公聴会、これ議決に先立ち、議会がやるという意味ですか。

〔「そういう意味ですね」と言う人あり〕

○齊藤委員長 すみません。俺が読み間違えた、日本語難しくて。

そもそも執行部はこれをやっていないのかと逆に思っちゃいますよね。

〔「議論になるから執行部のやり方が足りなかったとかさ」と言う人あり〕

○齊藤委員長 そういうときに公聴会を。

先ほど言ってくれた、その議会中にこの案件が出てきたら、じゃそれをずぼっといったときに、議会の日程どうなんだとか、いろいろなシミュレーションをしいていかないと。ただまたやろうと言ったって大変なことになる。

〔「ちょっといいですか」と言う人あり〕

○鈴木委員 そうすると、日程的な話になると、1つの議案が採決されないということになるんだよね、議決されないから。それは議会運営上、何かこう別に、ただ単にそれ以外は分かりましたという話で終わるのかな、そうかな。

○齊藤委員長 係長。

○佐々木議事調査係長 今、通年議会でやっていますので、その会期末で自動的にその議案が消滅することはないので、特に手続をしないで、最終日の中で否決をしなければ、次の定例会議ないし臨時会議に上程することはできるかと思えますけれども。

○齊藤委員長 うまくいけばですね。たださっきのこのすごくインパクトがあった補正予算だとか予算内での審査で公聴会が必要になったときは、その部分を修正してでも1回通しちゃって、残りの部分を引き延ばすみたいなのが必要ということですね。すごい技術が必要です。これをまた皆さんで考えていきたいと思えます。

これだけはもう制度自体は必要と思うんですが、その運用の仕方とか、その手続をどう考えていくかということと、あと一番最後に書いてあるこの1キロ30円を日額、日額でって言っているんですけども、これちなみに幾らぐらい払っているかというデータありますか。ぱっと見たところありますか。3,000円か5,000円。

係長。

○佐々木議事調査係長 ちょっと記憶にはないんですが、この何千円かというところ。

○齊藤委員長 ありがとうございます。

なので、遠い人はこれでいいんですけども、その辺から歩いてこれる人は30円だけ払うのかなんだというところもあるので、そういったのを今後その議場を中心として円を描いてやっていけば

いいのかなと思います。右左、右左来たら、俺60キロぐらいあるんだけどとも言われても、困っちゃいますからね。

○星副委員長 これはすぐ執行部行部側ではこれはもう絶対にもう即決でやる、すぐにやりたいんだというようなものであった場合に、議会として、いや、それはそんなに早くやるならもうちょっと慎重審議しようよというのも、これから出てくる。そこに関しては、別にこっちでそういう手続、公聴会なり何なりという手続踏めば、何も付度というか、執行部側に気を遣う必要はないということでもいいんでしょうか。

○齊藤委員長 それぐらいやばい議案であれば、何でそんな急ぐんですかという権限はこの議運にあるので、それを公聴会でしっていくか、参考人にするかという話になってくる。

もともと制度はあったんですけども、副議長が当時、これを整備していかないと分からないということで、町田へ行ったり、いろいろ聞いてきたりしたんですけども。

○鈴木委員 そしたらいいですか。

公聴会を入れてやるかどうかということを議案審議の日程に入れておいていいわけけれども、それを決めるのは、委員会の中でこれは公聴会でもってやりたいと言って、もう一回ここにフィールドバックするのかな。議運で、じゃそれをどういうふうになるの。この公聴会を開くかどうかというのはどこで決める、最終的には。

○齊藤委員長 今、副委員長やってくれているんですけども、公聴会に関しては議運だそうです。

○鈴木委員 公聴会は議運だね。

〔「そうすると会期日程に関わっちゃう」と言う人あり〕

○鈴木委員 そうすると、委員会に議案が出ていた中で、これはここですぐには決められないとなれ

ば、議運にまた戻して会期日程を変更を取りあえずするんですね。

○齊藤委員長 途中で議運というイメージですよ。議案を1回見てみて開いて見たら、これは大ごとだということで、もう一回議運開いて、そこで解決できるかできないかが出てくる。それ以外だったら参考人で済むだろうというイメージ。

○鈴木委員 参考人呼んでもまた同じだよ。1回、公聴会にしたことを調べたいと言えば、戻ってここで会期を変更しながら、この件に関してやるというんだったら、よく分かるけれどもね。

○齊藤委員長 どっちを使うかというのはちょっと微妙に難しかったりもするんですけども、という事です。

じゃ、よろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○齊藤委員長 各会派でまたこの資料を基にお話しする機会があったらしておいてください。

じゃ、次に移ります。

次に、次第(5)那須塩原市緊急質問に関する規定についてに入ります。

資料がありますので、事務局から説明をお願いいたします。

係長。

○佐々木議事調査係長 それでは、今通知を差し上げますけれども、御覧いただければと思います。

前回までの議会運営委員会で緊急質問の3つの制度設計について御協議いただいた内容を踏まえて、規定として落とし込んだものでございます。

5条、それから様式というふうになっておりまして、2条のところでは様式に基づいて議長に申し入れるとしております。

3条のところは、本会議の中で緊急質問について同意があったときに、議会運営委員会を開催しますということです。

発言時間については、1人1問15分を基本として議会運営委員会で定めることになっているものです。

次のページの様式ですが、緊急質問申出書ということで、緊急質問をしようとする場合には、事前に議長にこの様式にいつしたいのか、質問事項、質問要旨、それから緊急質問をする理由というところで、記入をいただいて出していただくというものを想定しているものでございます。

規定の説明につきましては以上です。

○齊藤委員長 説明が終わりました。

ただいまの説明に対し質疑はございますか。

〔発言する人なし〕

○齊藤委員長 いいですかね。こちら皆さんの意見を基に作成したので、質問等ございませんよね。

〔発言する人なし〕

○齊藤委員長 なければ、ただいまの説明のとおりとすることで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 それでは、そのように取り扱います。

次に、次第(6)その他に入ります。

○議会モニターへのアンケートについて

○議員研修における雑談への改めでの注意について

○宇都宮共和大学とのパートナーシップ協定について

○事務事業評価の提出について

—————◇—————

◎閉会の宣告

○齊藤委員長 それでは、以上で議会運営委員会を閉会といたします。

大変お疲れさまでした。

閉会 午後 零時

